

# 日本結核・非結核性抗酸菌症学会東海支部 会則

## 第1章 名称

第1条 本会は日本結核・非結核性抗酸菌症学会東海支部と称する。事務局を支部長に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は日本結核・非結核性抗酸菌症学会の目的及び事業の円滑な運営に協力すると共に、東海地区において会員相互の交流を図り、結核病学及びその関連領域に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会員相互の連絡および親睦
3. 認定医・指導医等の育成
4. その他、日本結核・非結核性抗酸菌症学会及び同支部の目的に適った事業

## 第4章 会員

第4条 会員は、原則として、日本結核・非結核性抗酸菌症学会会員である東海地方(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)に学会登録先のある会員を以って組織する。

## 第5章 学術集会

第5条 本会は毎年2回総会および学術集会を開催するのを原則とする。他の学会と合同して行うことができる。

## 第6章 会計

第6条 本会の運営は日本結核・非結核性抗酸菌症学会本部からの交付金および寄付金を以って充当する。本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。予算および決算は、原則として支部理事会、支部代議員会の議決を経た上で、会員に報告される。

## 第7章 役員

### 第7条

支部長:1名 理事:若干名 監事:若干名 代議員:定会員数の概ね7%

支部長:日本結核・非結核性抗酸菌症学会代議員(東海支部に所属する)の中より互選し、支部を統括する。支部長は、代議員より支部長選挙にて選任する。

理事:日本結核・非結核性抗酸菌症学会理事が兼ねる。任期は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会理事の任期に従う。

東海支部親学会の定数変更に伴う、欠員が生じた時は、選挙時の投票数に従って、補充、推薦する。理事は、理事会を組織し、本会の会務を議決、執行する。

監事:理事以外の代議員の中より、理事会が推薦し、代議員の承認を得て、支部長が委嘱する。

代議員:代議員は日本結核・非結核性抗酸菌症学会代議員(東海支部に所属する)が兼ね、代議員会を組織して、次の事項を審議し決定する。

1. 監事の承認
2. 決算の承認と予算の決定
3. 学会長の選任(他学会との合同・支部代議員会の承認を得て決定する。)
4. 会則の変更
5. その他,必要な事項

学会長:本会主催の学術集会を主催するため、学会長をおく。学会長は理事会の推薦により、合同する学会との支部代議員会を経て、支部長が委嘱する。  
学会長はその職責上、理事会,代議員会に出席できる。

## 第8章

第8条 本会の集会は総会、学術集会、理事会、代議員会とする。

## 第9章

第9条 本会則の変更は、代議員会に於いて、出席代議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

## 附則

平成19年6月24日、平成26年3月1日

平成28年5月23日

平成30年3月1日

平成31年6月6日

令和4年6月7日改定

## 内規

1.本会から学術集会会長への運営準備金は20万円とする。